

監査結果に基づき港区長が講じた措置

令和５年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、港区長から通知がありました。

令和７年４月１８日

第１ 公表の範囲

令和５年度財政援助団体等監査（実施期間：令和５年１０月１０日から令和６年１月３１日まで）の結果に基づき講じた措置について港区長から通知を受けた事項

第２ 公表の概要

令和５年度財政援助団体等監査において指摘した事項１４件、意見した事項１５件について通知を受けた。

１ 適切な予算流用協議について

【アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ】
「芝地区総合支所 まちづくり課」

（１）指摘内容

南桜公園の防犯カメラ修繕工事に当たり、修繕費の予算が不足するとして令和５年２月１３日付けで指定管理者が区に予算流用を協議し、令和５年２月１４日付けで区は承諾したが、指定管理者は区への協議日より前の令和５年１月３１日に工事を発注していた。

予算が不足している状況において、予算流用の協議日前に工事を発注することはできない。

所管課は、予算流用の協議に係る事務処理が適切に行われるよう、指定管理者を指導すべきである。

（２）措置内容

今回の指摘事項については、令和６年２月１４日に、所属長から所属職員及び指定管理者に対して、予算流用の協議は文書で適切に行うよう指導しました。

今後は、毎月提出される月次報告書の中で、工事内容、工事業者、工事実施日等の概要に加え、予算流用により財源を確保した修繕工事については、予算流用の文書による協議から契約、実施までの一連の流れも記載することとし、見える化することで、確認体制を強化します。

2 適切な指定管理料の執行について

【アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ】

《芝地区総合支所 まちづくり課》

(1) 指摘内容

人件費の算出に当たり、共同事業体3者のうち2者は、消費税が既に含まれている通勤費にさらに消費税率10%を乗じて計算していた。

令和3年度の財政援助団体等監査でも、他の指定管理者で同じ事例があり、意見を付したところであるが、正確な処理が徹底されていない。

所管課は、指定管理者から提出された報告書等の内容を十分精査するとともに、指定管理料が適正に執行されるよう強く指導すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年2月14日に所属長から指定管理者に対し、通勤費は既に消費税を含んでいるため、指定管理料の算定において消費税率をかける対象外として正確に処理することと、区への提出書類は複数名の確認を経て提出することを指導しました。

また今後、区は経費に関する報告書の提出を受けた際は、2名の職員が同席して報告書を受領することとしました。

なお、過払いとなっていた指定管理料については、指定管理者に返還請求し、令和6年6月27日に返還を受けました。

4 適切な再委託の協議について

【公益財団法人児童育成協会】
 <<麻布地区総合支所 管理課>>

(1) 指摘内容

指定管理者は、運動器具、遊具等に関する保守点検に係る業務について、区と再委託協議をしていたが、再委託業者とは別の事業者名の作業報告書が提出されていた。

再委託が承諾されている業者とは別の業者が業務を履行することはできない。

所管課は、再委託協議が適切に行われるよう指定管理者を指導すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年2月1日に、所属長から指定管理者に対し、区に対する再委託協議を適切に行うよう指導しました。

また、区及び指定管理者双方において、再委託業務の内容や実施方法、事業者名について全件確認しました。

今後、区は指定管理者から再委託業務の履行前に、実施内容の報告を徹底させることで、再委託業務が適切に行われていることを確実に確認します。

5 適切な指定管理料の執行について

執行が適切に行われるよう引き続き指導してまいります。

6 業務の再委託に係る事務処理について

【セントラルスポーツ・東急コミュニティー共同事業体】

《麻布地区総合支所 管理課》

(1) 指摘内容

指定管理者から提出された再委託協議書には、電気設備保守、建築設備保守、緊急対応業務を再委託することが記載されていたが、所管課は承諾書にその記載を漏らしていた。

指定管理者は区の承諾をもって業務を別の事業者にも再委託することが可能であり、再委託協議書に記載のない業務を再委託したことは不適切である。

所管課は、再委託協議書について、内容を十分精査するよう徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年2月1日に、所属長から所属職員に指定管理者制度運用マニュアル等を遵守し、適正な事務処理を行うよう周知・徹底しました。

今後は、指定管理者から提出された再委託協議書は内容を十分精査するとともに、承諾書を作成する際は複数の担当者によるダブルチェックを行うことで、記載漏れが発生しないよう、適切な事務の運用に努めてまいります。

8 備品の管理について

【セントラルスポーツ・東急コミュニティー共同事業体】

《麻布地区総合支所 管理課》

(1) 意見内容

業務基準書で備えることとしている管理備品等一覧及び保全物品整理簿に、区が貸与した備品であるキャッシュレス決済機器が記載されていなかった。

業務基準書で備品を適切に管理することを定めていたにもかかわらず、備品等一覧及び整理簿が作成されなかったことは遺憾である。

所管課は、当該指定管理に係る業務基準書に基づき、適正な備品の管理に努められたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和6年3月1日に本機器を備品等一覧へ記載しました。

また、所属長から所属職員に対して備品を購入した際には管理備品等一覧の更新を行うよう指導しました。

今後は、備品を購入する区職員と指定管理施設を担当する区職員が異なる際は、取得する備品の現地での確認を当該職員同士で行うなど情報共有を徹底してまいります。

いよう確認体制の強化を指導しました。指定管理者は人員配置の見直しを行い、令和6年4月1日に複数名で確認する体制を整えました。

さらに、報告書等の提出時に区と指定管理者が対面でミーティングを行い、直接、内容の確認を行うとともに、四半期ごとの指定管理料の執行状況報告については、複数の職員が金額に誤りがないか確認することで、再発防止に努めております。

なお、指摘事項にある金額の誤りや計上漏れを加味した場合においても、区が支払った指定管理料は過払いとなっていないため、区は指定管理者に協定で定めた指定管理料を支払っています。

10 事業計画の適切な提出について

【一般財団法人本所賀川記念館】
「高輪地区総合支所 管理課」

(1) 意見内容

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始2か月前までに事業計画を作成し、区に提出する旨を定めているが、令和4年度分の事業計画書が令和4年2月28日付けで提出されていた。

業務基準書で提出期限を定めていたにもかかわらず、期限までに事業計画が提出されなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画が提出されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 措置内容

所管課は、業務基準で規定した様式に沿って文書が適切に作成されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和5年11月7日に、所属長から所属職員及び指定管理者に内容を共有し、指定管理に係る業務基準書で定めている備品の管理方法及び適切な事務処理について改めて指導しました。

今後、指定管理者では、適時、備品を適切に管理できるよう複数人で定期的に備品及び管理簿の確認を行います。

区においても、月次モニタリング等の機会を通じて、継続的に指導することで再発防止を図ります。

12 適切な指定管理料に係る帳簿の作成について

【一般財団法人本所賀川記念館】
「高輪地区総合支所 管理課」

(1) 意見内容

職員人件費について、予算116,428,831円に対し、決算額は111,608,951円であり、残額2,776,920円の返還を受けていた。収支報告書を確認したところ、職員人件費の決算額は、正しくは111,614,951円であり、指定管理者は、残額2,770,920円の返還をすべきところ、6,000円多く返還をしていた。

指定管理料については、指定

確認したところ、再委託先ではない業者が産業廃棄物の処理をしていたが、指定管理者から区にその協議又は報告がなされていなかった。

再委託が承諾されている業者とは別の業者が業務を履行することはできない。

所管課は、再委託協議に際しては業務の内容を十分に精査し、再委託が適切に行われるよう指定管理者を指導すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年1月24日に、所属長から所属職員及び指定管理者に内容を共有し、指定管理者制度における再委託申請の適切な事務処理について改めて指導しました。また、令和6年3月28日に、令和6年3月19日地球温暖化対策担当課長通知「廃棄物処理法に基づく委託基準順守の徹底について（通知）」を所属長から指定管理者へ通知し、令和6年度分の再委託協議時に徹底するよう指導し、その通知に基づいて再委託協議を実施しました。

今後、指定管理者は、適切な事務処理が出来ているか複数の担当者で確認した上で契約処理を進めることとしました。

区においても、適時、処理状況を確認するとともに、継続的に指導することで再発防止を図ります。

14 業務の再委託について

【社会福祉法人奉優会】
«高輪地区総合支所 管理課»

(1) 指摘内容

当該指定管理に係る基本協定書では、自主事業を実施する場合は、区に対して業務計画書を提出し事前に承認を受ける旨を定めている。令和4年度港区伝統文化交流館の自主事業については、業務開始日及び協議日が令和4年4月1日であったが、決裁日は6月6日付けであった。

事業は、あらかじめ区と指定管理者との協議により決定するものであり、指定管理者は承認に係る決裁を経て業務を開始しなければならない。

所管課は、自主事業の業務開始日より前に協議を整えるよう適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年3月22日に、所属長から指定管理者に対し、業務開始まで期間に余裕を持って事業計画の協議を行うよう指導するとともに、所属職員に対しては、事前に事務処理期限を確認の上、計画的に事務を執行するよう指導しました。

今後も、担当職員と担当係長で提出された書類の速やかな内容確認及び精査をすることで再発防止に努めてまいります。

16 現金収納事務の規定遵守について

(1) 意見内容

当該指定管理に係る業務基準書では、職員に異動があった場合、施設等管理責任者任命報告書、物品管理責任者任命報告書を作成し区に報告することとしているが、令和3年度に施設等管理責任者及び物品管理責任者である施設長が交代した際に報告がなかった。

業務基準書で報告を求めていたにもかかわらず、各報告書が作成されなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した様式に基づき報告書が適切に作成されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和6年3月22日に、所属長から指定管理者に対し、業務基準書の規定に従い、職員の異動時は報告書を適切に提出するよう指導しました。

また、所属職員に対しては、指定管理者の施設長が交代した際には、業務基準で規定した様式に基づき適切に報告書が提出されているか、確認を徹底するよう指導しました。

今後は、業務基準書等に定める各種報告について、指定管理者と区が相互に確認し、再発防止を徹底します。

18 業務の再委託について

19 植栽の保守管理について

【港区葬祭業組合】

≪産業・地域振興支援部 地域振興課≫

(1) 指摘内容

区が永久占用する都有財産の範囲内にある樹木について、倒木の危険性がある旨、令和4年7月24日及び令和5年1月10日に、所管課は指定管理者から報告を受けていたにもかかわらず、東京都第一建設事務所との調整及び樹木の診断を行う事業者の手配に時間を要し、監査当日である令和5年11月29日においても、対応がなされていなかった。

所管課は、施設設置者としての責任において倒木による事故等の発生予防に努めなければならないところ、危険と診断された樹木の処理を怠っており、極めて不適切である。

指摘された事項については、速やかに処理し、施設の安全管理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和5年12月5日に樹木の診断を実施し、令和6年3月22日に伐採処理を完了しました。

指定管理者に毎月行うモニタリングや報告書において、施設の安全管理に関する報告を受けた際は、関係機関との調整の頻度を高めるとともに、事故等が発生する危険性をはらんでいるという点

(1) 指摘内容

港区補助金等交付規則では、経費の配分及び算出の基礎を記載した申請書を対象団体に提出させることとなっている。しかし、申請書に添付されていた収支予算書は、港区観光協会総会議案の写しであり、観光協会全体の予算が記載されたものであった。

令和2年度の財政援助団体等監査でも同様の意見を付されているにもかかわらず、改善されていないことは極めて不適切である。

所管課は、提出された申請書等については、その内容を十分に精査するとともに、補助金交付団体に対しても、当該補助金等交付規則に基づく適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年1月17日に所属長から改めて一般社団法人港区観光協会に対し、補助金の交付申請をする際には、経費の配分や算出の基礎等、予算内訳の詳細が分かる資料を添付書類として提出するよう指導いたしました。

今後は、区において収支予算書や前年度の収支決算書の根拠書類の確認を徹底するとともに、港区補助金等交付規則に基づく事務処理手順等を引継手順書に記載し、事務処理をする際は手順書を複数職員で確認しながら進めるよう課内で周知・徹底し、再発防止に万

や確定通知書の記載内容を確認し、事務処理を行いました。

23 その他経費の執行について

【社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会】

≪保健福祉支援部 高齢者支援課≫

(1) 指摘内容

南麻布高齢者在宅サービスセンターの指定管理料のうち、非清算項目であるその他経費に50,000円の研修費用（旅費を含む。以下同じ。）を区は支出しているが、執行額は360円であった。

その他経費の執行状況について、毎年研修費用として50,000円の指定管理料を区は支出しているが、研修費用としての執行額は、平成30年度が2,990円、令和元年度が4,050円、令和2年度が860円、令和3年度が0円であった。

指定管理料は、清算を要する経費はもとより、清算を要しない経費についても、指定管理者として、実績を確認し適正な予算額を提案しなければならない。

また、所管課は、提案された予算額を十分に精査するとともに、適正な予算執行が行われるよう強く指導すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘

所管課は、基本協定書の内容が確実に実践されるよう、指定管理者を厳重に指導された
い。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和6年3月21日に、所属長から指定管理者に対し、基本協定書の規定に従い、アンケート結果を適切に報告するよう指導するとともに、所属職員に対しては、基本協定書で規定した内容が適切に実施されているか、確認を徹底するよう周知しました。

今後は、月例のモニタリング等で、基本協定の内容を指定管理者と区が相互に確認することで、再発防止を徹底しています。

25 適切な協定書の締結について

【社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会】

≪保健福祉支援部 高齢者支援課≫

(1) 意見内容

令和4年3月23日付「指定管理者制度の運用見直しに伴う協定書に関する事務手続等への対応について」により、再委託の落差金については、令和4年度の指定管理料から清算不要とするため、同年度の協定書に反映するよう区役所改革担当課長から通知があったが、令和4年4月1日に締結した基本協定書には、再委託の落差金の規定が残ったままであった。

協定書は当事者間で合意した事実・内容を明確にしたものであり、適切に改定されなければ

協定書は当事者間で合意した事実・内容を明確にしたものであり、適切に改定されなければ正確な事務が担保できない。

所管課は、運用見直しの通知があった際は、その内容を十分に確認した上で、適切に協定書に反映されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和6年3月26日付で協定書に反映しました。

今後、運用見直しの通知があった際には、その内容を十分に理解・確認した上で、協定書へ速やかに反映することで、再発防止を徹底します。

27 補助金の申請手続きについて

【特定非営利活動法人ワーカーズコープ】

《子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター》

(1) 指摘内容

みなと子育て応援プラザ事業補助金交付要領第5条では、補助金の交付決定を受けたものは、区長に対し四半期ごとに補助金を請求する旨を定めているが、令和4年度は、令和5年1月25日付けで4四半期分（1年分）を一括して請求していた。

交付要領で請求方法を定めているため、団体は遵守しなければならない。四半期ごとに請求しないことは

なされていなかったことは遺憾である。

所管課は、指定管理者に対するモニタリングや指定管理者から提出された事業実績報告書によって、事業の実施状況を明確に把握するとともに、当初予定していた事業計画の実施が困難になった場合には、協定書の規定に基づき、協議を行うよう指導されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和5年12月21日に、所属職員及び指定管理者に事業計画の変更や人件費の不足など、当初計画から変更が生じる場合は、区と事前協議を行うよう厳重に指導いたしました。

また、モニタリングの強化として、令和6年1月29日に、指定管理者から今後の事業計画や日報の作成状況などの報告を受け、基本協定書に基づき適正な事務処理を行っていることを確認いたしました。

令和6年5月10日時点においても、年度当初に提出された事業計画書と現場の運営に相違が無いことなど、基本協定書に基づいた適正な事務処理がなされていることを確認しています。

今後も、業務の執行が適正に行われていることを区と指定管理者が相互に確認しながら事業を進め、再発防止に努めてまいります。

29 指定管理者制度の運用の見直しについて

《企画経営部 連携協創担当》

(1) 意見

理者制度運用マニュアルを見直しました。

また、施設所管課及び指定管理者に対し、指定管理料の経理等に係る業務の適正な履行について通知するとともに、指定管理者制度の担当者説明会を通じて再度、注意喚起しました。

今後も、指定管理者制度運用マニュアルを適宜見直すなど、区の制度運用に関する制度所管課、施設所管課、指定管理者の共通理解を深めてまいります。